

加障第153-1号
平成28年4月14日

加古川市日中一時支援事業所 代表者 様

加古川市長 岡田 康裕
(公 印 省 略)

加古川市日中一時支援事業に係る送迎加算の適用について

平素より、障害福祉行政について、格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。
みだしのことにつきまして、平成28年4月1日から下記のとおり送迎加算を適用すること
としましたので、通知します。

記

1 新たに適用となる加算内容

加古川市日中一時支援事業（以下「事業」という。）において、利用者の居宅等と当該事業
を行う事業者（以下「事業者」という。）との間の送迎を事業者が行った場合に、当該送迎に
係る事業の利用単価として、片道につき540単位を加算する。

2 加算適用開始日 平成28年4月1日

※平成28年4月サービス提供分からご対応が可能となります。

3 留意事項

- (1) 「日中一時支援（日中短期入所型）提供実績記録票」について、送迎加算の有無に関わ
らず、平成28年4月サービス提供分から新様式（送迎加算の項目あり）をご利用く
ださい。
- (2) 本通知にかかる資料については、加古川市ホームページに掲載する予定です。なお、
ご希望の場合はメールでの資料提供も対応可能です。※フリーメール等一部のアドレ
ス是对应不可の場合があります。

問い合わせ先 加古川市障がい者支援課自立支援係 Tel.079-427-3626（直通）
--